

北のひろめーる

令和8年7月23日

釧路警察署

第25号

令和8年7月21日午前0時0分より

道路交通法一部改正

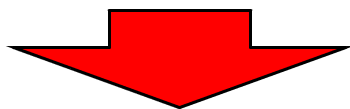
〔道路交通法第65条 酒気帯び運転の禁止〕

第1項 何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

● 酒酔い運転の要件

酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態）で車両等を運転したものをいう。

- ・ 罰則～5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- ・ 違反点～35点



〔道路交通法第65条 酒気帯び運転の禁止〕

第1項 何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

第2項 第1項の規定に違反して車両等を運転したもので、その運転をした場合において酒に酔った状態（呼気1リットルにつき0.5mg以上のアルコールを保有する状態）その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう）にあったもの。

**呼気1リットルにつき0.5mg
以上のアルコールが検知され
れば「酒酔い運転」となる**

※「0.5mg/l」未満でも「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。

ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～